

各 位

### 入札・契約制度の改正について（お知らせ）

三沢市では、ダンピング受注防止の更なる強化を図るため、次のとおり要領の制定及び改正を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

#### 1 測量・建設コンサルタント等業務の契約において、最低制限価格制度を導入します

##### （1）導入内容

測 量	建築関係建設コンサルタント	土木関係建設コンサルタント
<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10～8.2/10 <b>【計算式】</b> ①直接測量費 × 1.00 ②測量調査費 × 1.00 ③諸経費 × 0.50  ①から③の合計額	<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10～8.1/10 <b>【計算式】</b> ①直接人件費 × 1.00 ②特別経費 × 1.00 ③技術料等経費 × 0.60 ④諸経費 × 0.60  ①から④の合計額	<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10～8.1/10 <b>【計算式】</b> ①直接人件費 × 1.00 ②直接経費 × 1.00 ③その他原価 × 0.90 ④一般管理費等 × 0.50  ①から④の合計額
地 質 調 査	補償関係コンサルタント	※計算式の端数処理について  ・ 計算式の項目ごとに 1円未満切り捨て  ・ 計算された額の合計額は 1円未満切り捨て
<b>【範囲】</b> 予定価格の 2/3～8.5/10 <b>【計算式】</b> ①直接調査費 × 1.00 ②間接調査費 × 0.90 ③解析等調査業務費 × 0.80 ④諸経費 × 0.50  ①から④の合計額	<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10～8.1/10 <b>【計算式】</b> ①直接人件費 × 1.00 ②直接経費 × 1.00 ③その他原価 × 0.90 ④一般管理費等 × 0.50  ①から④の合計額	

##### （2）対象となる業務

入札により契約を締結する業務が対象となります。

※総合評価落札方式により契約を締結する業務は対象外となります。

**(3) 適用期日**

令和7年4月1日以降に公告又は指名通知をする入札から適用します。

**2 三沢市低入札価格調査制度の一部を改正します**

**(1) 改正内容**

- ① 工事又は製造の低入札価格調査基準価格の算定において、合算額の端数処理を100万円未満から1円未満へ変更します。
- ② 業務委託の低入札価格調査制度については、対象案件を、総合評価落札方式による建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務に限るものとします。  
また、上記業務の調査基準価格の設定については、下記によるものとします。

建築関係建設コンサルタント	土木関係建設コンサルタント	
<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10~8.1/10	<b>【範囲】</b> 予定価格の 6.0/10~8.1/10	※計算式の端数処理について  ・ 計算式の項目ごとに 1円未満切り捨て  ・ 計算された額の合計額は 1円未満切り捨て
<b>【計算式】</b> ①直接人件費 ×1.00 ②特別経費 ×1.00 ③技術料等経費 ×0.60 ④諸経費 ×0.60	<b>【計算式】</b> ①直接人件費 ×1.00 ②直接経費 ×1.00 ③その他原価 ×0.90 ④一般管理費等 ×0.50	
①から④の合計額	①から④の合計額	

**(2) 適用期日**

令和7年4月1日以降に公告又は指名通知をする入札から適用します。

(令和7年3月31日までに公告又は指名通知をした入札については、従前の例によります。)

**3 三沢市建設工事最低制限価格制度の一部を改正します**

**(1) 改正内容**

工事における最低制限価格の算定において、合算額の端数処理を1万円未満から1円未満へ変更します。

**(2) 適用期日**

令和7年4月1日以降に公告又は指名通知をする入札から適用します。

(令和7年3月31日までに公告又は指名通知をした入札については、従前の例によります。)

問合わせ先

三沢市財務部管財課 契約係

0176-53-5111 内線 352, 353